

○「宗教法人登記に関する届出」に 登記簿謄本の添付が不要になりました！

<概要>

R7.1月から、代表役員変更などの際に実施いただいている、大阪府への「宗教法人登記に関する届出」の際に、履歴事項全部証明書の添付が不要となりました。

※大阪府において、法務局との登記情報連携により確認しますので、法務局での登記手続自体はこれまでどおり必要です。

これまで - 「届出様式 + 登記簿謄本」を大阪府へ提出



R7.1月から - 「届出様式」のみを大阪府へ提出

<宗教法人登記に関する届出>

- ・宗教法人設立登記届
- ・宗教法人登記変更届
- ・宗教法人合併届及びこれに伴う解散届
- ・宗教法人解散及び清算人就任届
- ・宗教法人清算終了届

宗教法人法第9条に基づく、同法第7章の規定による
設立や登記事項の変更等の登記をしたときの所轄庁への届出

★詳細は大阪府のHPをご確認ください

大阪府 宗教法人登記に関する届出

検索